

審査基準整理票

処 分 名	化製場等の設置の許可		
根 拠 法 令 名	化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)	(条項)	第 3 条
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所衛生課 食品指導係		
標 準 処 理 期 間	1 4 日	法 定 処 理 期 間	一 日
【審査基準】 ・文書の名称 化製場等に関する法律 ・掲載図書等 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載			
[参 考]			
化製場等に関する法律 〔化製場等の設置の許可、変更の届出〕 第 3 条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた化製場又は死亡獣畜取扱場について、構造設備その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。第 9 条第 4 項において同じ。）の条例で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。 附則（第 9 次改正）抄 （経過措置） 2 第 1 条から第 4 条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこれらの規定の施行の際現に都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、これらの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。